



市政運営を支える大きな力！ 期間内の申告にご協力を！

申告期間 **2月16日(火)** ▶ **3月15日(月)**

新型コロナウイルス感染拡大防止のため  
できる限り郵送での申告をお願いします

# 令和3年度分(令和2年1月～12月の所得にかかるもの) 市民税・県民税の申告

令和3年度分の市・県民税の申告を5  
月の日程で受け付けます。昨年の受付期  
間中に申告したかたで、今年も申告が必  
要と思われるかたへ、2月5日(金)に「令  
和3年度分市民税・県民税申告書」をお送  
りします。

今回から様式が大きく変わります。同  
封の「申告の手引き」をよくご覧の上、正  
しく記入して申告してください。

## ●問い合わせ

市民税課個人市民税担当

☎(088)5476

市ホームページもご覧ください。

広報ID番号 1002758

申告会場は大変混み合い、長時間お待た  
せする場合があります。相談の必要がない  
かたは、申告書に必要事項を記入・押印し、  
必要書類を添付の上、返信用封筒(市から送  
付した申告書に同封)で3月15日(月)までに郵  
送してください。

\*書類が足りないや控除を受けることができない  
場合がありますのでご注意ください。

## 申告の対象となるかた

令和3年1月1日現在、秋田市に住ん  
でいて、次のいずれかに当てはまるか  
た。なお、税務署へ確定申告をされるか  
たは、市・県民税の申告は不要です。

- ① **令和2年中に次の所得があったかた**  
自営業や農業などの事業による所得、  
地代や家賃などの不動産による所得、  
非上場株式の配当所得、生命・損害保  
険の満期・解約などによる一時所得、  
個人年金・原稿料・講演料などの雑所  
得、土地・建物などの譲渡所得など
- ② **公的年金を受給しているかたで、確定  
申告はしないが、市・県民税の所得控  
除を受けようとするかた**
- ③ **サラリーマン(パート・アルバイトを含  
む)で、次のいずれかに当てはまるかた**  
・令和2年中に退職した後、再就職して  
いない  
・年末調整に間に合わなかった(付け忘  
れた)所得控除を受ける  
・給与以外に20万円以下の所得があった
- ④ **令和2年中に所得はないが、税の証明  
書の交付や、市が実施する行政サービ  
スを受けるために申告が必要なかた**

## 申告にご用意いただくもの

■ 詳しい要件などは、お送りする申告の  
手引き、または、市ホームページをご  
覧ください。

① はんこ(認め印可)と申告書

② 給与・年金の源泉徴収票または支払者  
の証明書

\* 配偶者控除または配偶者特別控除を受けよう  
とするかたは、配偶者の収入がわかる源泉徴  
収票などをご用意ください。

③ 本人確認できるもの(次のいずれか)

・ 個人番号カード(マイナンバーカード)  
・ 個人番号通知カード(記載事項に変更  
があった場合などは、個人番号を確認  
する書類にはなりません)と身元確認  
書類(※)

・ マイナンバーが記載された住民票の写  
しと身元確認書類(※)

※ 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体  
障害者手帳、年金手帳、児童扶養手当証など

④ 扶養親族がいるかた ▼ そのかたのマイ  
ナンバーがわかるものの控え

⑤ 事業者(農業を含む)や不動産所得者な  
ど ▼ 帳簿類、領収書、収支内訳書

—— 収支内訳書は  
—— 事前に完成させてください

⑥ 国民健康保険税、後期高齢者医療保険  
料、介護保険料、国民年金保険料、そ  
の他社会保険料の支払額がわかるもの  
(支払証明書、領収書など)

**確定  
申告**

会場は、市民市場  
近くの「フォーラムアキタ」  
です。日程など詳しくは、  
広報あきた 1月15日号 9  
ページをご覧ください。

**確定申告書の記入  
漏れにご注意を!**



◆市・県民税の控除を  
受けるかたは

確定申告書の所定の欄(寄  
附金税額控除、配当割額控  
除、株式等譲渡所得割額控  
除)への記入をお忘れなく。

◆給与所得者のみなさんは

給与以外の所得にかかる市・  
県民税の納付方法を選択で  
きます。確定申告書の所定  
の欄で、「特別徴収」(給与か  
らの差引き)または「自分で  
納付」を選んで記入してくだ  
さい。記入がない場合は、  
原則「特別徴収」です。  
…前回の申告用紙からレイ  
アウトが変わっています  
のでご注意ください。

◆上場株式などの配当所得や  
譲渡所得などがあるかたは

所得税と市・県民税で異なる  
課税方式を選択できます。  
その場合は、令和3年度の  
納税通知書が届くまでに、  
確定申告書とは別に市・県民  
税申告書と付表を提出して  
ください。付表の送付を希  
望するかたは、市民税課へ  
ご連絡ください。

◆ふるさと納税をされたかたは

市・県民税の申告や確定申告  
をするかたや、6以上の自治  
体へ寄附をされたかたは、  
ふるさと納税のワンストップ  
特例は適用されませんの  
で、寄附金(税額)控除も忘  
れずに申告してください。



お送りする申告書の右上に申告受  
付日時を記載しています。ご都合  
の悪いかたは、下記日程のいづれ  
かの会場へお越しください。

\*会場へお越しの際は、感染症予  
防のため、マスクの着用をお願  
いいたします。

**すべての会場で申告時間を短縮します。ご了承ください**

申告日程	
<b>中央 地域</b>	2月16日(火)から3月15日(月)までの平日 9:00~12:00と13:00~14:30 会場▶市役所 1階市民ホール
<b>東部 地域</b>	3月9日(火)・10日(水)、9:30~13:00 会場▶東部市民サービスセンター
<b>西部 地域</b>	3月5日(金)・8日(月)、9:30~13:00 会場▶西部市民サービスセンター
<b>南部 地域</b>	3月2日(火)・3日(水)・4日(木)、9:30~13:00 会場▶南部市民サービスセンター
<b>北部 地域</b>	①2月16日(火)・17日(水)・18日(木)、9:30~13:00 会場▶北部市民サービスセンター ②2月25日(木)9:30~12:00 会場▶下新城交流センター
<b>河辺 地域</b>	①2月19日(金)9:30~12:00 会場▶河辺岩見三内地区コミュニティセンター ②2月22日(月)・24日(水)、9:30~13:00 会場▶河辺市民サービスセンター
<b>雄和 地域</b>	2月26日(金)、3月1日(月)、9:30~13:00 会場▶雄和市民サービスセンター

\*駐車台数に限りがありますので、乗り合わせや公共交通機関の利用などにご協力ください。

- ⑦ 生命保険料・地震保険料の控除を受け  
るかた▶生命保険料・地震保険料(旧長  
期損害保険料)の控除証明書
- ⑧ 医療費控除を受けるかた▶医療費の明  
細書と保険金などで補填された金額の  
わかるもの(今回の申告からは、医療  
費の明細書を作成する必要がありま  
す。ただし、医療費通知などで明細書  
の記載を省略することは可能です)  
セルフメディケーション税制(医療費  
控除の特例)を受けるかた▶同税制の  
明細書と適用を受ける年分において、  
一定の取り組みを行ったことを明らか  
にする書類
- ⑨ 医療費などの合計は  
—— 事前に計算してください ——
- ⑩ 障害者控除をうけるかた▶障害者手帳  
または障害者控除対象者認定書
- ⑪ 寄附金税額控除を受けるかた▶寄附先  
が発行する領収書や受領証明書など